

令和2年4月22日

白河市教育委員会

4月定例会会議録

令和2年4月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年4月22日(水)
開 会 午後3時03分
閉 会 午後4時18分

場 所 白河市産業プラザ人材育成センター講堂

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 白河市学校教育指導員の委嘱について)
- 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第2号 白河市男女共同参画推進懇話会委員の委嘱について)
- 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第3号 白河市社会教育委員の委嘱について)

そ の 他

令和2年度白河市教育委員会定例会日程・教育委員研修計画(案)について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 金子 英昭 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 出席説明員

理事兼教育次長 水野谷 茂 教育総務課長 田崎 修二
学校教育課長 加藤 正行 生涯学習スポーツ課長 遠藤 英喜
中央公民館長 根本 純子 図書館長 田中 伸哉
健康給食推進室長 小針 博之
学校教育課学校統合準備室長 和知 秀年
学校教育課主幹兼課長補佐兼管理係長 松本 英之
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長 稲川 竜寿

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 高久 忠雄 教育総務課副主査 佐々木 奈緒美

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 03 分開会】

○教育長

これより令和 2 年白河市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

これより日程に入ります。日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、高久教育総務課課長補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に、日程第 4、教育長報告に入ります。それでは、報告いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応について、後ほど担当より説明しますが、その影響が甚大な学校の対応の主な経緯についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染症への対応のため、学校を 3 月 4 日より臨時休業し、卒業式は実施したものの、そのまま春休みとなりました。学校の新年度の再開に向けて、3 月 30 日に校長会議を開き、各学校で取り組むべき事項を確認しました。その上で 4 月 6 日に入学式を行い、令和 2 年度をスタートさせました。ちなみに新入生は小学校全体で 5 1 4 名、前年度と比べて 7 9 名増加しております。中学校では全体で 5 1 7 名、前年度に比べて 4 2 名減少しております。本年度白河市全体での小中学生の数は 4, 6 6 2 名で前年度より 9 9 名少なくなっています。各学校では、検温や消毒など感染症対策のマニュアルに従って予防に努めており、私も 2 校参観しましたが、休み時間には教室の空気の入替えの指示の放送をいれたり、全員がマスクを着用したりと取り組んでおりました。ただ、友だち同士で話すときはどうしても密接になりがちでした。4 月 7 日の緊急事態宣言を受け、社会教育施設や体育施設等多くの施設で使用を禁止し、4 月 9 日には校長会議において、感染症対策の方法について、問題点等を協議し、授業参観や P T A 総会の中止、運動会の延期などを決定したところです。さらには、4 月 1 6 日の緊急事態宣言を全国に拡大したことを受けて、県より小中学校の臨時休業が要請され、本日 4 月 2 2 日から 5 月 6 日まで臨時休業にしたところです。

主な経緯をご報告しましたが、別紙の資料はこの3月に市内の小学校を卒業した児童の新聞への投書です。子どもたちにとって不安が大きく、いつもとは違った生活を強いられている中、普段とは違った卒業式でも温かな思いを感じとってもらい、ほっとしたところだと思います。おそらく、各学校で様々な工夫がされていたのではないかと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対応でいくつもの大きな困難があると容易に予想されますが、委員の皆様のご支援をいただきながら、課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5、議事に入ります。それでは、はじめに、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案書の1ページをご覧ください。専決第1号「白河市学校教育指導員の委嘱について」です。2ページをご覧ください。こちらの表の先生方は、市内の各学校を3年に1度計画訪問する際に学校教育課の指導主事と一緒に各学校を訪問し、各学校の先生方の授業を見て、助言をしたり日頃の授業の悩みの相談に乗ったりする指導的な立場の先生方です。校長先生の推薦や、リーダーの育成といった観点からこの18名を委嘱するものです。以上、よろしくお願いいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

18名の中で、今年度新たに委嘱された方を教えてください。

○学校教育課長

6番、7番、11番、12番、14番、15番、18番の7名の先生方です。

○教育長

他にございますか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第27号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

専決第2号「白河市男女共同参画推進懇話会委員の委嘱について」です。3ページをご覧ください。こちらの8名の方に委嘱をいたします。任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第28号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。次に、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第29号「専決処分の承認を求めることについて」です。6ページをご覧ください。白河市社会教育委員の委嘱につきまして、こちらの表にあります仁科先生へ委嘱するものです。任期は、令和2年4月1日から令和4年1月31日までです。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

こちらの立場の先生というのは充て職なのでしょうか。それとも経歴等から選ばれた方なのでしょうか。

○教育総務課長

昨年度、私が担当しておりましたので、お答えしますと、充て職でございます。

○教育長

学校関係者の欠員があったために充て職で選んだということですね。

○教育総務課長

はい。

○教育長

他にございますか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について

○教育長

次に日程第6、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応についてに入ります。内容の説明を求めます。まずは、教育次長より説明願います。

(教育次長より資料に基づき説明)

○教育長

それでは、各課より説明をお願いいたします。

○学校教育課長

学校行事等の当面の対応についてですが、授業参観は、小規模校も含めて、例外なく実施しません。PTA総会は、総会として集まらず、紙上で行うなどPTA役員と協議して工夫することとしています。運動会は2学期以降に延期、部活動については5月6日まで実施しないということで、市内の学校共通で取り組んでいるところです。

○教育総務課長

続きまして、教育委員会関係施設の開放方針について説明いたします。緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、福島県においても、外出の自粛や施設の使用制限、イベントの開催自粛の協力の要請がありました。小中学校の施設開放の取り止め、社会体育施設の閉鎖については、4月10日から5月6日まで、公民館の自主事業、教室等は様々な調整が必要なため7月末までを取り止めとしています。貸館業務、公民館の各部屋を貸し出す業務は5月6日まで取り止めております。続きまして、図書館ですが、県からの協力要請を受け、明日4月23日から5月6日まで閉館といたします。また、会議室については、第1四半期である4・5・6月の利用申請の受付を5月6日まで停止してい

ます。第2四半期である7・8・9月の利用申請については、通常通り受付けております。続きまして、中山義秀記念文学館の休館についてですが、4月14日から5月6日までとなっております。なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、対象期間の延長等変更が想定されます。以上です。

○学校教育課長

続きまして、別添①と書かれた資料をご覧ください。3月30日に臨時の校長会議を実施しました。こちらはその際の資料で、3月24日付けで文部科学省から出された通知の要点を絞って記載したものです。学校再開の留意事項について詳しく記載しております。別添②については、臨時休業の実施に関する留意事項になります。これらの文書を受けて、6ページにありますのが、教育委員会として作成したチェックリストです。学校生活における新型コロナウイルス感染症への対応として朝から放課後までチェックしながら学校を再開するようになっています。それから、9ページにあるのは、3月30日の授業再開に向けて保護者の皆さまに発出した文書です。4月6日から学校を再開いたしました。10ページは部活動の確認事項です。

さらに別にお配りした4月20日付けの文書をご覧ください。今回の臨時休業についての保護者の皆さま宛の文書です。この文書発出までには、2枚目になりますが、4月17日付けで県から「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（依頼）」という文書が発出されました。4月21日から5月6日までの臨時休業の要請がありましたが、実情に応じて1日程度の準備期間を設けることができるということでした。これを受けまして、本市では4月18日に臨時の校長会議を開催しました。その時の協議事項が左側の表になります。1番から8番までの項目について校長先生方と協議を行いました。その結果、臨時休業期間が4月22日からとなりました。子どもの居場所の確保としましては、こども育成課と連携し、児童クラブの開設は集団感染リスクを防ぐ観点から、自宅等で過ごすことが可能な家庭については、できるだけ自宅等での保育をお願いすることを基本に居場所の確保を行うようにしているところです。また、どうしても指導員が不足する場合には、教員も協力することとしています。なお、特別支援教育支援員も児童クラブでの指導に協力いただいております。また、登校日については設定しません。教職員の勤務については、特に職員室等に先生方が密集しないような工夫をしながら勤務をしていただくということで確認しました。そして、昨日の夕方、県より県立学校、県の教育庁の職員の在宅勤務の試行について、参考の文書をいただきました。市役所職員についても、4月27日から5月1日を期間として在宅勤務を試験実施するということになりましたので、これらを受けて、小中学校の教職員も4月27日から5月1日まで、実質4日間ですが、在宅勤務を試行する予定です。1枚目が保護者の皆様への通知文となります。4月22日から5月6日までの臨時休業についてのお願いと児童クラブについて発出したものです。以上です。

○教育長

ただいまの説明に関し、ご質問をお受けいたします。

○瀧澤委員

幼稚園についてですが、幼稚園を休園し、預かり保育を行うというのは、どういうことなのでしょう。

○教育次長

幼稚園は教育機関であり、その教育時間の終了後に子どもを預かるのが預かり保育です。幼稚園を休園し、預かり保育を行うというのは、通常は午後から預かり保育となるところを、幼稚園は休園していますので、午前中から預かり保育を行うということです。

○教育長

他にございますか。

○北條委員

18日の臨時の校長会議での協議事項の表にあります「子どもの学び応援サイト」「ふくしま活用力育成シート」についてご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

この2つについては、インターネット上で閲覧できるものでして、「子どもの学び応援サイト」は学習に関する動画、資料等が掲載されていて、家庭からアクセスすることができます。「ふくしま活用力育成シート」は問題集のようなもので、福島県のホームページにアップされています。通常は教員がパスワードを入力してダウンロードし、学校で使用するのですが、今の期間は家庭からもダウンロードできるようになっております。学校にはこれらの周知をお願いしたところです。以上です。

○沼田委員

今回、緊急事態宣言が全国に発令されて、保護者の中で少し混乱が見られました。学校等について今後の方向性が見えた方が良いのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

○教育次長

その時、その状況に応じて対応は変わりますので、状況に応じた判断ができればと考えております。

○教育長

文部科学省から基準は出ておりますが、ケースバイケースで、保健所等の指導を仰ぎながら対応したいと考えております。精神的な不安の大きさ等心情的な面も考慮しながら慎重に判断できればと考えております。

○瀧澤委員

小学校低学年の子どもでもマスクは100%着用できているのでしょうか。

○学校教育課長

着けるように指導をしております。やはり何人か外してしまうといった状況もあったようですが、指導を徹底するよう各学校にお願いしております。

○瀧澤委員

もう1点よろしいのでしょうか。マスクが今、不足している状況ですが、子どもたちにマスクは行届いているのでしょうか。

○学校教育課長

使い捨てのマスクが品薄になり、それを使用できなくなった児童生徒は、手づくりのマスクを使用している状況であると聞いています。ですので、マスクを着用した学校生活を昨日までなんとか実施してきたところです。

○瀧澤委員

手づくりのマスクというのは、家庭で作ったものということでしょうか。

○学校教育課長

各家庭で作ったものもありますし、企業より寄附をいただいてそれを活用している学校もあります。

○瀧澤委員

なんとか現在は間に合っているといるということでしょうか。

○学校教育課長

なんとかしのいでいる、着用はできているという状況です。

○瀧澤委員

同様に、現在アルコール消毒液が不足していて、お酒で代用しようといった動きもありますが、学校でもアルコール消毒をしているのでしょうか。

○学校教育課長

教育委員会からは手指の消毒を行うエチルアルコールを配付しています。なかなか学校での購入が難しいということで定期的に購入をしています。また、保健センターで作った次亜塩素酸水を各学校に配り、テーブルやドアノブ等の清掃に使用しています。こちらも定期的に配付しています。

○教育長

子どもたちは布マスクが多くなっています。また、国より4月中に教職員と子ども用に1人1枚のマスクが学校へ配布される予定です。ただ、現在のところ届いてはいないようです。

他にございますか。

○金子委員

何点か伺います。濃厚接触者の定義が最近変更になったかと思うのですが、改めて教えていただけますか。

○教育次長

今までは感染者と接触した日のはじまりを「発熱した日」としていましたが、「発熱した日の2日前」に変更となりました。また、濃厚接触と判断する目安は「2メートル以内」に会話等をした者でしたが、「1メートル以内かつ15分以上」に変更となりました。

○金子委員

資料にある「多数発生」とは、2件以上のことを指すのですか。

○教育次長

はい、そのとおりです。

○金子委員

近隣市町村の教育委員会との連携については、確認しているのでしょうか。

○教育長

教育長方と情報が共有できるようになっております。特に西郷村は、西郷村から白河市に通学する子どももいますし、その逆もあります。ですので、情報は共有できるようにしているつもりですが、さらに連携を深めていきたいと思えます。

○金子委員

お願いいたします。それから、様々な学校行事が中止されたり延期されたりしていますが、修学旅行は延期でしょうか。

○学校教育課長

4月に実施予定の学校については、昨年度のうちに延期を決定しています。現在のところ2学期に実施する予定でおります。

○金子委員

それから、市内の小中学校の校長会議があったということですが、苦慮している点、対

応に困っている点等意見が出ていましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育課長

校長会でもその都度確認をしながら進めておりますが、居場所の問題で、児童クラブに預けることができないケースが出た場合の対応について、いくつか意見をいただいたところ です。できるだけ個別の事情に応じて対応していただくよう学校にお願いをしました。

○教育長

補足しますと、3密をなくすと言いますが、現実的に授業を行っていて3密を防げるのかという問題があります。現場としては、どこまできちんとできるのかという大きな悩みがあります。また、誰が感染しているのかわからないため、万が一、先生自身が感染してしまったらという不安もあります。

○金子委員

先日、田村市の中学校教諭の感染が確認されましたが、本人の対応も学校の対応、市教育委員会の対応も学ぶべき点があったように私は思いました。そのような事例も参考にできれば良いと思います。

○教育長

そのとおりですね。他にはございますか。

○沼田委員

細かい点になってしまいますが、別添①の資料に、換気の徹底ということで、「教室等のこまめな換気をする事。」「その際、衣服等による温度調節にも配慮すること」とあります。すでに徹底されているかと思いますが、これからの時期、日によって暑い日があったり寒い日があったり気温の差があります。風邪により発熱する場合がありますが、その際にとってもナーバスになりやすい状況だと思いますので、学校の規則等もあるかと思いますが、その辺りは臨機応変に対応していただくよう学校へ要請していただければと思います。

○学校教育課長

そのように学校にお願いしたいと思います。

○沼田委員

よろしく願いいたします。

日程第7 各課所報告

○教育長

次に日程第7、各課所報告に入ります。各課所の取組や課題など、説明が必要であると思われる事案についてご報告いただきます。それでは、教育総務課より補足事項を報告いたします。

(教育総務課長より報告)

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○金子委員

公民館について、まず1点目ですが、現在教室が中止となっています。受講料の関係で収入には年間でどの程度の影響があるのか教えてください。また、2点目として、受講料の返金はあるのかどうか教えてください。

○中央公民館長

まず、受講料の返金についてですが、受講料については初回にいただくこととなっているのですが、その初回がどの教室でも開催されていない状況です。また、再開につきましても現在のところ8月からとなっていますが、公民館ですと3密を避けるという点から困難な場面があります。また、バス等での移動を伴う教室があり、開催が難しい状況です。

収入については、教室の開催自体が不透明ですので、収益が無いという可能性もあります。

○教育総務課長

補足しますと、収益がないことによって、その分市の財源が不足しマイナスになります。一般の収益が無いということになれば、市の負担が増える、市が費用を負担することとなります。

○図書館長

関連してですが、図書館の地域交流会議室も軒並み予約がキャンセルとなりまして、先方の口座を確認して返金の処理を行っております。ですので、当初予定していた歳入よりも減ることとなります。

○教育長

中央公民館としては、5月6日まで貸館業務は取り止めております。公民館主催の教室等は、準備や講師の関係もあり7月末まで取り止めることを受講者には通知したところで

す。

○金子委員

収入面でマイナスが続いた時には市で予算を補正するという仕組みになっているのでしょうか。

○教育次長

受講料として入ってくるお金で、その教室で使う材料を購入したり、資料代に使ったりします。反対に、講師の先生に支払うお金は、支払いが無くなりますので、その分は予算が浮きます。基本的に公民館ですと、受講料は教室で使う材料費や、例えばバスでどこかに出かけた際の拝観料等に充てられています。ですので、教室の受講料として入ってくる分としてはそこまで影響はありません。

○沼田委員

受講料を講師の方への支払いに充てているのではなく、講師料は市の財源から支出しているということなののでしょうか。

○中央公民館長

受講料の中から講師の方への支払いも出しているのですが、講師料によってはそれだけでは賅えない部分がありますので、その部分については市の方での負担となっています。

○沼田委員

8月から教室を開始した場合、4月から7月の分は差し引いて、受講者の方に負担していただくという形になるのでしょうか。それとも、1年分として同じ金額を請求することになるのでしょうか。

○中央公民館長

今後、検討をしていく予定です。

○沼田委員

わかりました。ありがとうございます。

○金子委員

行事報告・行事予定の2ページですが、4月1日に第1回域内教育長会議が開かれ、教科書採択について話されたのかと思うのですが、現在のところ教科書採択についての日程の変更について、文部科学省から何か連絡はあったのでしょうか。

○学校教育課長

教科書採択について通知はありましたが、日程変更についての具体的な内容はありませ

ん。困った時には申し出るようにとだけありました。

○瀧澤委員

図書館の報告事項に3月の利用状況がありますが、昨年と比べてどの程度減少しているのでしょうか。また、児童とは小学生以下を指すのでしょうか。

○図書館長

まず、利用状況についてですが、昨年と比べますと貸出利用者、冊数ともに若干の減少となっております。しかし、それほどは減ってはならず本の利用は活発に行われました。児童の範囲ですが、小学生までとなっております。それ以上は、ヤングアダルトという10代向けのジャンルがあります。

○瀧澤委員

このような状況ですが、子どもたちが図書館に行くというのは指導的にはどうなのでしょう。

○学校教育課長

出来るだけ外出は自粛するようお願いをしているところです。ただ、図書館については家で読む本を貸していただけますので、各家庭での判断をお願いしています。

○図書館長

図書館としましては、読書に使える時間が増えたと考え、図書館を最大限利用していただいて、様々な本を読んでもくださるのはありがたいことです。ただ、明日から図書館も閉館となりますが、本日まで3密にならないよう、図書館に長時間滞在する、例えば子どもたちが何人か集まって長時間閲覧するというのは遠慮していただいております。

○教育長

他に、ございますか。

○北條委員

先ほども18日の臨時の校長会議の協議事項について質問いたしましたが、学習課題についてもう一度質問いたします。内容の欄に、教科書、ワーク、絵画、読書感想文等とありますが、読書感想文は、課題図書が与えられているのでしょうか。こういう状況ですので、図書館で本を借りるのも、本屋さんで各々好きな本を見つけるのも難しいと思いますが、どのように対応されているのでしょうか。

○学校教育課長

こちらは形に残る課題ということで例として挙げたものでして、学校から聞き取りをしたところ、ポスターを課題にした学校が多いようです。

○教育長

他に、ございますか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第8 その他

○教育長

次に日程第8、その他に入ります。「令和2年度白河市教育委員会定例会日程・教育委員研修計画（案）」について、内容の説明を求めます。

○教育総務課長

皆さまのお手元に配付してあります資料をご覧ください。まず、変更が2点あります。5月の定例会ですが、会場については未定となります。また、市町村教育委員会連絡協議会西白河支会総会・研修会・懇親会ですが、先ほどもお話しましたとおり、緊急事態宣言を受けて研修会や懇親会は控えるようにとのことです。現在のところは総会のみを実施する予定でありますので、よろしく願いいたします。他については資料のとおりです。

○教育長

ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

他に、各課所の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○沼田委員

学校から給食費の納入についておたよりをいただいたのですが、多子世帯給食費助成の納入方法が変わるということでした。昨年度までは、申請をすれば市から助成がされていたのですが、今年度からは一度口座に入れて引落としがかかったものを、市の方から保護者の口座に返金するというように方法が変わったようです。これについて教えていただけないでしょうか。

○健康給食推進室長

報告をせず申し訳ありませんでした。昨年度から多子世帯の給食費助成を始めたのですが、学校の事務担当の先生と何回か協議をしていく中で、学校側の事務負担が非常に大きいという話がありました。昨年度は学校に助成金をお渡ししていたのですが、4月時点では助成制度に該当している世帯かどうかわからないため、4月当初は保護者から給食費をいただけてしまいます。すると、後から返金をしなければいけないので、返金の手数

料や事務の煩雑化等が問題となりました。初めに給食費は集めさせていただいて、後から実績に応じて、学校をとおしてではなく保護者に直接返金した方が事務の軽減につながるのでものをしたいとの話がありましたので、今回変更いたしました。

○沼田委員

今年度の方が手間がかかるのではないかと考えていたのですが、今までの方が事務の負担となっていて、それが変更の大きな理由ということでしょうか。

○健康給食推進室長

はい、そのとおりです。

○沼田委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他にございますか。それでは、以上で、白河市教育委員会4月定例会を閉会いたします。

【午後4時18分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年5月25日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員